

危険物規制の概要について

仙台市消防局予防部危険物保安課

目次

- 1 危険物の定義と分類
- 2 危険物施設の区分
- 3 危険物施設の各種手続き
- 4 危険物取扱者制度
- 5 危険物施設の管理監督制度
- 6 危険物施設の保安制度

1 危険物の定義と分類

(1) 危険物の定義

消防法で定める危険物とは「消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」をいい、「1気圧において温度20℃で**「個体」**または**「液体」**のもの」をいいます。

⇒つまり「気体」は含まれません。

(2) 危険物の分類

| 類別 | 性質 | 主な品名（指定数量） |
|-----------------------------|---|--|
| 第1類 〈酸化性固体〉 | <ul style="list-style-type: none"> ・それ自体は燃焼しないが可燃物と混合されると、熱・衝撃・摩擦等によって分解することにより極めて激しい燃焼を起こさせる危険性を有する固体 | 硝酸アンモニウム（1,000kg） 2020.8 レバノン 倉庫火災 |
| 第2類 〈可燃性固体〉 | <ul style="list-style-type: none"> ・火炎により着火しやすい固体 ・比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体 | マグネシウム（100kg） 2018.9 六甲アイランド コンテナ火災 |
| 第3類 〈自然発火性物質 及び禁水性物質〉 | <ul style="list-style-type: none"> ・空気中にさらされることにより自然に発火する物質 ・水と接触して発火もしくは可燃性ガスを発生する物質 | アルキルアルミニウム（10kg） 2019.9 大分 樹脂原料工場火災 |
| 第4類 〈引火性液体〉 | <ul style="list-style-type: none"> ・引火性を有する液体 | ガソリン（200ℓ） 2020.8 ロシア ガソリンスタンド火災 |
| 第5類 〈自己反応性物質〉 | <ul style="list-style-type: none"> ・加熱等による分解等の自己反応により、多量の発熱、又は爆発的に反応が進行する物質 | ニトロセルロース（10kg） 2020.7 中国 花火工場火災 |
| 第6類 〈酸化性液体〉 | <ul style="list-style-type: none"> ・それ自体は燃焼しないが可燃物と混合させると可燃物の燃焼を促進させる液体 | 過酸化水素（300kg） 2020.7 韓国 タンクローリー火災 |

2 危険物施設の区分

指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う施設を「危険物施設」といい、次のように区分されます。

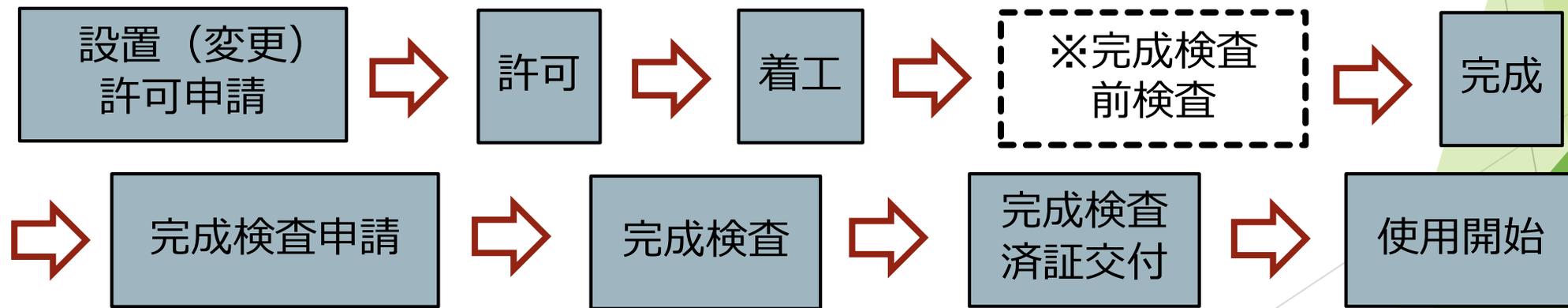
| 施設区分 | | 施設の説明 |
|------|----------|----------------------------------|
| | 製造所 | 危険物を製造する施設 |
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | 屋内の場所において危険物を貯蔵・取り扱う施設 |
| | 屋外タンク貯蔵所 | 屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵・取り扱う施設 |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 屋内にあるタンクにおいて危険物を貯蔵・取り扱う施設 |
| | 地下タンク貯蔵所 | 地盤面下に埋没されたタンクにおいて危険物を貯蔵・取り扱う施設 |
| | 簡易タンク貯蔵所 | 簡易タンクにおいて危険物を貯蔵・取り扱う施設 |
| | 移動タンク貯蔵所 | 車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵・取り扱う施設 |
| | 屋外貯蔵所 | 屋外の場所において危険物を貯蔵・取り扱う施設 ※品目に制限あり |
| 取扱所 | 給油取扱所 | 固定給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油等を行う施設 |
| | 販売取扱所 | 店舗において容器入りのまま販売するため危険物を取り扱う施設 |
| | 移送取扱所 | 配管、ポンプ並びに附属する設備によって危険物の移送を取り扱う施設 |
| | 一般取扱所 | 給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所以外で危険物を取り扱う施設 |

※ 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いについては、市町村の条例により規制されます。

3 危険物施設の各種手続き

(1) 設置・変更するとき

危険物施設を設置するとき、または位置や構造及び設備を変更するときは、市町村長等の「許可」が必要です。



※ 完成検査前検査は液体の危険物タンクの場合等に必要になります。

(2) 仮貯蔵・仮取扱いするとき

原則として危険物施設以外で指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱うことはできませんが、消防長又は消防署長の「**承認**」を受けた場合は、10日以内に限り仮に貯蔵・取り扱うことができます。

(3) 仮使用するとき

危険物施設の設備等を変更する場合に工事に係る部分以外の部分の全部、または一部を市町村長等の「**承認**」を得て完成検査前に仮使用することができます。

(4) 品名、数量または指定数量の倍数を変更するとき
品名、数量または指定数量の倍数を変更しようとする者は、
変更しようとする日の10日前までに、市町村長等への
「届出」が必要です。

(5) 譲渡または引き渡すとき
譲受人又は引渡を受けた者は、遅滞なく市町村長等への
「届出」が必要です。

(6) 廃止するとき
所有者等は、遅滞なく市町村長等への **「届出」** が必要です。

4 危険物取扱者制度

(1) 危険物取扱者とは

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、都道府県知事が行う試験に合格した危険物取扱者が政令で定める技術上の基準に従って行わなければなりません。

それ以外の者は、甲種または乙種危険物取扱者の立会いがなければ取扱い等を行うことはできません。

(2) 免状の種類と権限

| 種類 | 取扱える危険物の種類 | 無資格者立ち合い権限 |
|----|--------------------------|------------|
| 甲種 | 全類 | 全類 |
| 乙種 | 指定された類のみ | 指定された類のみ |
| 丙種 | ガソリン、灯油、軽油、重油等指定された危険物のみ | × |

(3) 保安講習

危険物施設において、危険物取扱者の資格を有するものが危険物を取り扱う作業に従事している場合、都道府県知事が行う保安に関する講習を受講しなければなりません。

講習は従事し始めた日から1年以内、その後は、講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

ただし、従事し始めた日から過去2年以内に免状の交付が講習を受けた者は、交付や講習の日以後における最初の4月1日から3年以内に受講することで足りります。

5 危険物施設の管理監督制度

(1) 危険物保安監督者

① 危険物保安監督者とは

危険物施設の所有者等は、甲種または乙種危険物取扱者で、危険物取扱いの実務経験が6ヶ月以上ある者から危険物保安監督者を選任して遅滞なく市町村長等への「**届出**」が必要です。

② 危険物保安監督者の責務

危険物保安監督者は、危険物の取扱作業に関して保安の監督をする場合は、誠実にその職務を行わなければならない。

③ 危険物保安監督者の業務

- ・ 危険物の取扱作業が貯蔵又は取扱いの技術上の基準及び予防規程等の保安に関する規定に適合するように作業者に必要な指示を与える。
- ・ 火災等の災害が発生した場合は、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関等へ連絡する。
- ・ 危険物施設保安員を置く施設では危険物施設保安員に必要な指示を与え、置かない施設では危険物施設保安員の業務を行う。
- ・ 火災等の災害の防止に関し、隣接する施設等その他関連する施設の関係者との間に連絡を保つ。
- ・ その他、危険物取扱作業の保安に関し必要な監督業務。

④ 危険物保安監督者を選任する必要がある危険物施設

| | 第4類のみの危険物 | | | | 第4類以外の危険物 | |
|----------|--------------|----------|-------------|----------|--------------|-------------|
| | 指定数量の倍数30倍以下 | | 指定数量の倍数30倍超 | | 指定数量の倍数30倍以下 | 指定数量の倍数30倍超 |
| | 引火点40度以上 | 引火点40度未満 | 引火点40度以上 | 引火点40度未満 | | |
| 製造所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 屋内貯蔵所 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 屋外タンク貯蔵所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 屋内タンク貯蔵所 | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 地下タンク貯蔵所 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 簡易タンク貯蔵所 | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 移動タンク貯蔵所 | | | | | | |
| 屋外貯蔵所 | | | ○ | ○ | | ○ |
| 給油取扱所 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 第一種販売取扱所 | | ○ | | | ○ | |
| 第二種販売取扱所 | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 移送取扱所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一般取扱所 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 詰替用、消費用 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

6 危険物施設の保安制度

(1) 予防規程

① 予防規程とは

危険物施設における危険物の貯蔵、取扱いの基準や保安制度は法により定められていますが、一定の危険物施設については、さらに個々の危険物施設の状況に応じた自主保安基準を作成し、市町村長等の「**認可**」を受ける必要があります。

なお、認可を経て制定された予防規程について、危険物施設の所有者等及びその従業者は遵守する義務があります。

② 予防規程の主な内容

- ・危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ・危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- ・化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること。
- ・危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ・危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- ・危険物施設の運転又は操作に関すること。

etc.

③ 予防規程を定めなければならない危険物施設

| 施設区分 | 要件 |
|----------|--|
| 製造所 | 指定数量の倍数10倍以上 |
| 屋内貯蔵所 | 指定数量の倍数150倍以上 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 指定数量の倍数200倍以上 |
| 屋外貯蔵所 | 指定数量の倍数100倍以上 |
| 給油取扱所 | すべて (自家用の屋外給油取扱所を除く) |
| 移送取扱所 | すべて |
| 一般取扱所 | 指定数量の倍数10倍以上 (倍数30倍以下で引火点40℃以上の第4類の危険物のみの容器詰め替え施設を除く) |

- ※ 他法令の適用等により除かれる場合あり。
- ※ 屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、販売取扱所については、予防規程作成の義務はない。

(2) 定期点検

① 定期点検とは

危険物施設における災害の発生を防止するには、法令等の基準適合状態が継続的に維持されなければならないため、一定の危険物施設の所有者等に対して、危険物施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているか否かについて、定期的に点検し、その点検記録を作成・保存することを義務づけています。

② 点検時期と点検実施者

1年に1回以上、危険物取扱者又は危険物施設保安員が行う必要があります。ただし、危険物取扱者の立会いがあれば、危険物取扱者以外の者でも行うことができます。

③ 定期点検を実施しなければならない危険物施設

| 施設区分 | 要件 |
|----------|---|
| 製造所 | 指定数量の倍数10倍以上及び地下タンクを有するもの |
| 屋内貯蔵所 | 指定数量の倍数150倍以上 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 指定数量の倍数200倍以上 |
| 屋外貯蔵所 | 指定数量の倍数100倍以上 |
| 地下タンク貯蔵所 | すべて |
| 移動タンク貯蔵所 | すべて |
| 給油取扱所 | 地下タンクを有するもの |
| 移送取扱所 | すべて |
| 一般取扱所 | 指定数量の倍数10倍以上及び地下タンクを有するもの (倍数30倍以下で引火点40℃以上の第4類の危険物のみの容器詰め替え施設を除く) |

※ 他法令の適用等により除かれる場合あり。

※ 定期点検が義務付けられていない施設は、屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、販売取扱所である。

④ 漏れの点検

次のものについては、以下の「漏れの点検」も一定期間ごとに義務付けられています。

| 施設の種別 | 点検期間 |
|---|------------------------------------|
| (1) 製造所の地下貯蔵タンク (2) 地下タンク貯蔵所 (3) 給油取扱所の地下貯蔵タンク (4) 一般取扱所の地下貯蔵タンク <u>なお、二重殻タンクの内殻及び危告示第7 1条第3項の措置を講じたタンクを除く。</u> | 1年以内に1回以上 ※一定の条件を満たすものは、3年に1回以上 |
| 上記(1)～(4)の地下貯蔵タンクの強化プラスチック製の外殻 <u>なお、漏れを検知するために液体が満たされているものを除く。</u> | 3年に1回以上 |
| 危険物施設の「地下埋設配管」 <u>なお、危告示第7 1条の2第2項の措置を講じた配管を除く。</u> | 1年以内に1回以上 ※一定の条件を満たすものは、3年に1回以上 |
| 移動タンク貯蔵所 | 5年以内に1回以上 |

※ 一定の条件を満たすものとは、設置後15年を超えないもの、又は危告示第7 1条第4項、第7 1条の2第3項に該当するもの。

おつかれさまでした。